

議題1. 自動車整備技能実習ガイドライン(案)について

※資料2

- 協議会メンバーの監理団体より、技能実習を行うにあたり、個々の監理団体にとって判断が難しい論点を答とともにガイドラインに盛り込んでほしいとの要望があり、Q&A形式で追記することとした。
なお、協議会メンバーの監理団体よりあった判断が難しい事例は以下のとおり
 - 自動車技術が発展している中、自動車整備についても高度な技術を習得したいとの外国人技能実習生からの要望が増えてきている。どこまで整備作業をさせてよいか。
 - 技能実習生が自動車の不具合を発見した場合、直接お客様に不具合の説明や部品交換(修理)を勧めてもよいか。
 - 送り出し国において、入国前に実技による講習を行ってもよいか。
- その他、監理団体における監査の実施についても掲載要望があり、基本的事項についてガイドラインに盛り込むこととした。
- 今後のガイドラインに盛り込む内容として、技能実習生の不正行為を防ぐための監理及び注意すべき点等を協議し、情報共有すべきと意見があったことから情報収集を行うとともに、整理し検討することとした。

議題2. 自動車整備技能実習ガイドラインの周知方法及び実態調査について(案)

※資料3

- 資料3を確認いただき、後日意見等を募集する。

議題3. 今後の進め方について(案)

- 特になし。

以上